

奈良県告示第二百七十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第二十七条第一項の規定により道路管理者である奈良県に代わってその権限を行う国土交通省近畿地方整備局長は、同法第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。  
 その関係図面は、奈良県土木マネジメント部道路管理課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

平成三十年十一月三十日

奈良県知事 荒井正吾

一 道路の種類 一般国道

二 路線名 一六八号

三 道路の区域

区 間		区域変更 の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	備 考
前					
B	A				
四〇・〇 ） 一〇・七	六六・八 ） 四・五			三一九三・〇	
二七二〇・〇					
号橋 LⅡ六八・	（仮称）一 号橋 LⅡ一七八 ・〇m （仮称）一 号トンネル LⅡ一三四 五・〇m （仮称）二 号橋				

吉野郡十津川村大字長殿三  
 五八番から  
 吉野郡十津川村大字長殿四  
 番三まで

後		
B	A	
一〇・七 〽 五六・〇	四・五 〽 六六・八	
二七六五・〇	三一九三・〇	
(仮称) 二 号トンネル L  六八二 〇m	(仮称) 一 号橋 L  一七八 〇m	(仮称) 三 号橋 L  三四〇 〇m
(仮称) 二 号トンネル L  六八二 〇m	(仮称) 一 号橋 L  一七八 〇m	(仮称) 三 号橋 L  三四〇 〇m

(仮称) 三

号橋

L 11 一八七

・  
○  
m